こ発第５２２号
令和２年８月５日

市内放課後等デイサービス事業所　管理者　様

福岡市こども未来局こども発達支援課長

夏季休業期間における放課後等デイサービス事業所の請求について

日頃より，障がい児福祉行政にご理解，ご協力いただきお礼申し上げます。

この度，新型コロナウイルス感染症の影響で，例年であれば学校が夏季休業期間等の長期休業になる期間において，学びの保証のために授業が行われます。つきましては，各事業所において，放課後の児童と夏季休業中の児童が混在することが想定されることから，報酬等の取扱いについて，下記のとおりとしますのでご連絡いたします。

なお，障がい福祉サービス等報酬，人員，施設・設備及び運営基準等については，引き続き柔軟な取扱いを可能とします。

記

１　報酬単価について，異なる地域の学校に通っているために，夏季休業期間が児童によって異なっている場合には，特例的な取扱いとして一番早く夏季休業が始まり，一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて，一律に学校休業日単価を適用することを可能とします。なお，利用者負担軽減の取扱いはありませんので，学校休業日単価に応じた利用者負担額が生じることにご留意ください。

２　１の取扱いにより利用者負担の増加が懸念される場合は，例年通り，児童の在籍する学校の夏季休業期間に応じて，学校休業日単価を適用することも差し支えありません。

３　１の取扱いにより夏季休業期間でない日に学校休業日単価で請求を行う場合，サービス提供実績記録票の備考欄に『夏季特例』と記載してください。

【問い合わせ先】
福岡市こども未来局こども発達支援課
事業所指定・指導係（坂田，長谷川，立花）
電話：092-711-4178
FAX　：092-733-5534